

「メンタルヘルス不調の予防に関する普及啓発事業」について

健康局健康推進部こころの健康センター

1 趣旨（概要）

令和8年度より開始する「メンタルヘルス不調の予防に関する普及啓発事業」の拡充について事業概要を説明する。

2 目的

現代社会におけるストレスの増加やライフスタイルが変化する中で、精神疾患を持つ方が増加しており、行政としてメンタルヘルス不調の予防の取組みが一層求められている。

メンタルヘルス対策は、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ「一次予防」が重要であることから、メンタルヘルス不調の予防の取組みを拡充し実施する。区役所において、実施いただきたい事業もあることから、事業概要を説明する必要がある。

3 事業概要

(1) 市民向けストレスチェック

唾液アミラーゼの測定によりストレス値を視覚化する「ストレスチェック」を実施する。こころの健康センターにおいて、唾液アミラーゼモニターを用いて、各種イベントにブースを出展しストレスチェックを実施する。また、各区役所へ機器の貸し出し及び検査チップの配付を行い、各区が実施する健康展や区民まつり、健康講座などの機会にストレスチェックを実施いただく。あわせてストレスに関する啓発パネルについて、各区への啓発パネルの貸出（事前予約制）を行う。

【各区での実施内容】

- ・令和8年度 12区実施を想定（5月頃計画照会）
※令和9年度12区実施予定、2年で24区実施
- ・各区実施時に唾液アミラーゼモニター2台を貸し出し、
検査チップ100枚を配布

(2) 世界メンタルヘルスデーに合わせた普及啓発

世界メンタルヘルスデー（10月10日）に市役所本庁舎や大阪城天守閣のライトアップや心のサポーター養成講座を集中開催する。

4 その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

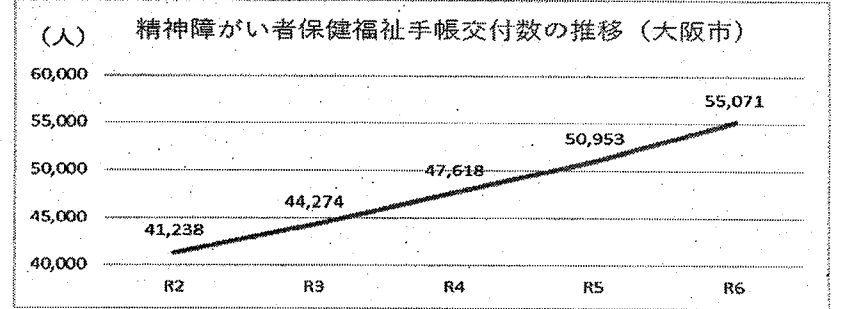
- ・令和8年3月16日 統括保健師会議での説明
- ・令和8年3月18日 保健業務担当係長会での説明
- ・令和8年4月～ 機器購入、貸出準備
- ・令和8年5月頃 各区に計画照会
- ・令和8年9月以降（予定）各区に貸し出し開始

【背景】

現代社会におけるストレスの増加やライフスタイルが変化する中で、精神疾患を持つ方が増加しており（右図参照）、行政としてメンタルヘルス不調の予防の取組みが一層求められている。

【目的】

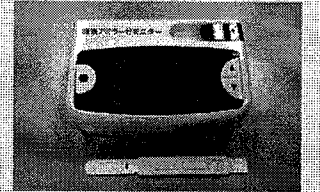
メンタルヘルス対策は、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ「一次予防」が重要であることから、メンタルヘルス不調の予防の取組みを実施する。



市民向けストレスチェック

○唾液アミラーゼの測定によりストレス値を視覚化する「ストレスチェック」を実施。唾液アミラーゼモニターを用いて、各種イベントにブースを出展しストレスチェックを実施。また、各区役所へ機器の貸し出しを行い、各区が実施する健康展や区民まつり、健康講座などの機会にストレスチェックを実施。あわせてストレスに関する啓発パネルの掲示を行い、市民に対しメンタルヘルスケアについての啓発を行う。

- ・こころの健康センター実施分：800人（200人×2回、100人×4回）
- ・区役所実施分：1,200人（100人×12区役所）を想定。



（唾液アミラーゼモニターと検査チップ）

世界メンタルヘルスデーに合わせた普及啓発

- 世界メンタルヘルスデー（10月10日）に市役所本庁舎や大阪城天守閣のライトアップを実施。
 - 同日に、市役所ロビーに啓発ブースを設置し周知・啓発を実施する。
 - 同時期に心のサポーター養成講座を集中開催する。（土曜日午後開催1回、平日午後開催1回、産業保健総合支援センター1回）
- ※世界メンタルヘルスデーについては市長会見実施。

「ギャンブル等依存症支援としての借金相談及び 薬物関連問題にかかる SMARPP プログラムの実施」について

健康局健康推進部こころの健康センター

1 趣旨（概要）

令和 8 年度より開始する「ギャンブル等依存症支援としての借金相談」及び「薬物関連問題にかかる SMARPP プログラム」について事業概要を説明する。

2 目的

依存症とは、依存性のある物質の使用や行為を繰り返すことで、日常生活や社会生活に支障が生じているにもかかわらず、物質の使用や行為を自分の意志ではコントロールができなくなる病気であり、回復のためには、適切な治療や支援が求められている。

本市では、依存症支援体制の強化を目的に、令和 8 年度から「ギャンブル等依存症支援としての借金相談」及び「薬物関連問題にかかる SMARPP プログラム」を新たに実施する。

事業実施にあたり、区役所において依存症に関する相談を受けた際に、相談者へ情報提供を行うとともに、必要に応じてこころの健康センターでの相談等につないでいただくこともあることから、事業概要を説明する必要がある。

3 事業概要

(1) ギャンブル等依存症支援としての借金相談

こころの健康センターで実施している専門医師による相談の際に、弁護士による借金相談を同時に実施し、医療と借金問題について、ワンストップでの相談対応を実施する。

(2) 薬物関連問題にかかる SMARPP プログラムの実施

市内の薬物依存専門医療機関は 1 か所（府下 6 か所）のみであり、本市における薬物依存症者の継続支援の受け皿が乏しい状況にあるため、こころの健康センターにおいて「SMARPP プログラム（薬物当事者回復プログラム）」を新たに実施し、薬物依存症者への支援体制を強化する。

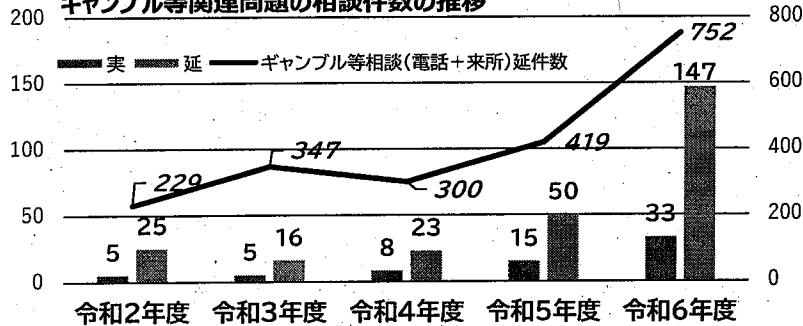
4 その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

- ・令和 8 年 3 月 16 日 統括保健師会議での説明
- ・令和 8 年 3 月 18 日 保健業務担当係長会での説明
- ・令和 8 年 4 月 1 日～ 借金相談及び SMARPP プログラムの開始

<現状>

- ・H29年「依存症対策総合支援事業実施要綱」制定
- ・H30年～相談拠点 依存症相談事業の実施
- ・R4年～ 集団回復プログラム開始
- ・IR開業までに、「大阪依存症対策センター」を設置予定
- ・専門医療機関は市内3か所（大阪府全域：12カ所）
- ・集団回復プログラム開始以降、こころの健康センターにおけるギャンブル等問題の相談件数が増加

● 集団回復プログラム参加者数とこころの健康センターにおけるギャンブル等関連問題の相談件数の推移



<課題>

- ・本人が病気と認め、治療を受け入れる前に、家族が借金を肩代わりしてしまい、本人がギャンブル等問題に直面できないケースが多い。
- ・医師による専門相談時に借金相談に対するニーズが高く、病気を受入れ回復へと繋がる効果的な専門相談を実施することが難しい。
- ・本人が病気に向き合うためには借金の問題についても対応が必要。

● 令和6年度 こころの健康センターにおける相談員・専門医師によるギャンブル等相談における借金の有無

	借金あり	借金なし	不明	計
件数	255	63	34	352
割合	72.4%	17.9%	9.7%	100%

回復につなげる借金相談

- ・ギャンブル等をするためにつくった借金を、安易に家族等の周囲が返済すると、本人は苦しみから逃げられ、ギャンブル等に問題があることを自覚できなくなってしまう逆効果。
- ・また、再度借り入れることができるようになるため、ギャンブル等を再開し、借金を繰り返してしまう。
- ・依存症からの回復のためには、「正直な気持ちを、安心して話せる場所＝同じ悩みを分かち合える自助グループ等」につなぐことが有効。
- ・本人が自分のギャンブル等のやり方に問題があると気づきやすい借金問題の発覚時に、**自助グループ・集団回復プログラムへの動機づけを強化する。**

医師と借金ワンストップ専門相談

専門医師による相談の際に、弁護士による借金相談を同時開催し、医療と借金問題にワンストップで対応

<目的> 医療相談+借金相談を通して、本人が病気を受入れ、回復につながる自助グループ・集団回復プログラムの参加への動機づけを強化する。

<回数> 年24回、原則1回/人、

<従事者> 弁護士の派遣を大阪弁護士会に業務委託予定

集団回復プログラム

ギャンブル等の問題を抱えている仲間と一緒に、具体的な対処法を学び、ギャンブル等に頼らない生活を取り戻すことをめざす。



対人関係の問題の解決を進めていく場。「信頼できる仲間がいて、正直な気持ちを安心して話せる場所」を持つことができれば、物質に依存する必要はなくなる。

＜経過＞

- ・H26-30年 薬物依存症等ケア強化学業の実施
- ・H28-29年 地域における断薬継続促進モデル事業の実施
- ・H29年 「依存症対策総合支援事業実施要綱」制定
- ・H30年～相談拠点 依存症相談事業の実施
- ・R6年～ VBP開始（R9年3月で終了予定）
- ・IR開業までに、「大阪依存症対策センター」を設置予定

＜課題＞

- ・専門医療機関が市内1か所（大阪府全域：6カ所）のみ、相談後、治療へ繋げる先が少ない
- ・医療機関受診までの待機期間が長い
- ・薬物依存症患者の継続支援の受け皿が無い
- ・支援者が薬物依存症患者の回復する姿を見る機会が乏しい

＜現在実施中の薬物依存症対策＞

1. 相談支援事業

依存症相談員による相談、専門医師による相談

2. 普及啓発事業

支援者研修、リーフレットの作成・配布

3. 家族支援事業

家族教室（年7回）

4. 支援者向け研修事業

医療機関向け職員研修（大阪府・堺市共同事業）

5. その他

専門医療機関の選定、関係機関連携会議

薬物依存にかかる当事者支援プログラム事業

◆SMARPPプログラム（薬物当事者回復プログラム）事業

目的

学んだことを日常生活の中で実践に移していくことで、薬物にたよらない生活の実現を目指す。

効果

1. 行政においても実施可能な回復プログラム（SMARPP）を実施することで、相談からタイムリーに当事者支援を開始することができ、回復への効果が期待できる。
2. 関係機関との連携強化
3. 相談員の面接技術の向上

実施内容

- （内容）
- ・SMARPPプログラムのワークブックを使い、グループ形式で認知行動療法を実施。
 - ・薬物依存の問題を抱える仲間が互いの経験について話し合い回復を目指す。

〔SMARPPとは：国立精神・神経医療研究センターで開発された認知行動療法による物依存症回復プログラム。個人に特有のハイリスク状況を同定し対処法を考える。〕

（対象） 大阪市内在住の薬物の問題から回復を目指す希望者（当事者）

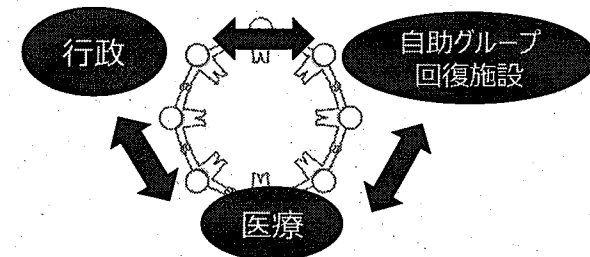
※薬物依存症個別面接相談（予約制）を実施した上で参加の可否を判断する。

（回数） 月1回（全6回×2クール） 1回：1時間半～2時間

（場所） 大阪市こころの健康センター

（講師） 精神保健福祉士、自助グループ・回復施設等薬物依存からの回復者

（参加費） 無料



保健管理システム(標準準拠)にかかる対応状況等について

保健所保健医療対策課

1. 内容

保健衛生業務(成人保健、母子保健(養育医療)、予防接種)のシステム標準化にかかる新システムの稼働時期が令和8年3月23日(月)に延期となったことによる対応状況等について

2. 対応状況

・成人保健業務

業務担当課よりデータ入力等の変更対応を各区担当者に周知済み

・母子保健(養育医療)

稼働時期の延期に伴う変更等は生じない

・予防接種業務

稼働時期の延期に伴う変更等は生じない

3. その他

・懸案事項等

稼働時期の延期により人事異動の時期と重なることから担当職員が移動した場合の対応に懸念が生じる。

⇒ システムへの利用にあたっては、担当課より各区担当者の意見も踏まえて作成したマニュアル・手順書・業務フローの配布を予定しており、システムに不慣れであっても一定対応可能であると考えている。

・その他

今後もシステム利用にあたっての問い合わせ等、必要に応じた対応を行う。

「大阪市民健康月間実施要綱」の廃止について

令和8年3月 保健所保健医療対策課
健康推進部健康づくり課

【現 状】

- ・昭和60年度以降、本市健康づくり啓発事業として市域全体を対象とした「大阪ヘルスジャンボリー」を10月に開催していた経過もあり、10月を「市民健康月間」として保健所保健医療対策課で要綱を定めホームページに掲載している。
- ・平成24年度以降、健康展等を含む健康づくり啓発事業の予算は区に移管され、実施時期についても10月に限らず区の裁量で実施されている。
- ・現在、厚生労働省では毎年9月を「健康増進普及月間」と定め、全国的な当該月間中の取組内容の公表している。

【各区での現状について】

「大阪市民健康月間実施要綱」に基づく啓発事業等についての照会結果は以下のとおり。

● 「大阪市民健康月間実施要綱」に基づく啓発事業等を実施しているか

実施している	13区
実施していない	10区
不明	1区

● 「大阪市民健康月間実施要綱」が廃止された場合の影響

特になし	24区
------	-----

【今後について】

- ・「市民健康月間実施要綱」は、令和8年3月31日付で廃止（予定）し、これまでどおり各区独自で事業を実施。
- ・今後は、健康づくり課より、9月（厚生労働省が定める「健康増進普及月間」）に実施された健康関連事業について各区に照会させていただくので、実施された健康関連事業があれば報告いただきたい。